

原子力発電所の安全対策等に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所事故から4年が経過したが、依然として事故の収束は見え、多くの被災者が先行きの見通せない状況に置かれている。

事故発生以降、住民の安全と安心を最前線で守る市町村では、国、県及び原子力事業者に対して、原子力発電所の徹底した安全対策を講じるよう求め続けている。

加えて、原子力発電所での万が一の場合に備え、広域避難体制等の整備、原子力防災訓練の実施や住民等との平常時からの連携・協力体制の強化など、万全の防災対策を講じるため全力で取り組んでいるところである。

このような中、国においては、原子力発電所事故の早期収束へ向けた取組を着実に進めることはもとより、原子力発電所施設の安全性の確保とともに、住民の安全・安心を最優先とした実効性ある原子力防災対策に向けて不断の見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項について、万全の対策を講じるよう強く要請する。

記

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証と総括を実施し、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、国民に対し正確な情報提供を行うこと。
- 2 広域避難体制等の原子力防災対策における広域的調整について、県や市町村が一体となって問題解決が図られるよう、地方自治体への更なる支援を講じること。

- 3 放射線モニタリング体制の強化や住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制の構築など、必要な財源措置を含め、実効性のある原子力防災対策を講じること。
- 4 安定ヨウ素剤の配備及び服用方法について、事故検証を踏まえ、法改正等も含めた実効性のある対策の明確な方針を示し、地方自治体の取組に対し積極的に協力すること。
- 5 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明確化すること。
- 6 新たな規制基準に基づく適合性審査について、厳格なる審査の下、評価結果を国が主体的に責任をもって分かりやすく説明すること。

以上 決議する。

平成27年5月15日

第166回北信越市長会総会